

五所川原市公用車広告掲載募集のご案内

管財課 内線2173

市では、自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、市の所有する公用車の一部を活用して、広告を有料で掲載する事業者を募集しています。

皆さんの会社・事業体の「走る広告塔」として、この機会にぜひご活用ください。
掲載を希望する方は、下記の内容を十分にご確認の上、お申し込みください。

1. 募集内容

車両種類	募集台数	掲載位置	広告規格(縦×横)	1カ月あたりの掲載料
1. 軽貨物自動車 (ダイハツハイゼット)	1台	両側面	40cm × 60cm	1,000円
2. 軽乗用自動車 (三菱ekワゴン)	1台	両側面	40cm × 60cm	1,000円
3. 軽乗用自動車 (ホンダNワゴン)	1台	両側面	40cm × 60cm	1,000円
4. 軽乗用自動車 (日産ルークス)	1台	両側面	40cm × 60cm	1,000円
5. 軽乗用自動車 (日産デイズ)	1台	両側面	40cm × 60cm	1,000円

掲載のイメージ

軽貨物自動車



軽乗用自動車



2. 広告に記載できない主なもの…法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
3. 掲載期間…1カ月以上36カ月以内(更新可能)
4. 申込資格…市内に本店、支店、営業所または出張所を有する事業者(法人および個人事業者)
5. 申込方法

提出書類	五所川原市公用車広告掲載申込書(様式第1号)/市税納税証明書(滞納がない証明)/広告掲載見本(A4規格に縮小し、カラー印刷したもの)/企業概要がわかる書類(商業・法人の登記事項証明書または企業等のパンフレットや冊子、ホームページに掲載している概要をプリントしたものでも可、作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地および連絡先を明記したものを提出してください)
提出期間	7月31日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く) *提出期間終了後も、募集枠が埋まるまで随時受付します。
受付時間	9:00~17:00
提出先	市役所2階 管財課
提出方法	書類持参の上、管財課まで提出

6. 決定方法

- (1) 申込者の広告内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、当該申込者を掲載者として決定します。複数の応募があった場合は、抽選により決定します。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知します。

7. 広告の作成等

- (1) 広告は、掲載者の責任において作成し、その費用はすべて掲載者の負担とします。また、公用車への掲載および撤去についても掲載者の負担および責任において行うものとします。
- (2) 掲載者は、広告の掲載および撤去を行うときは、公用車の用途および運行業務に支障を来さないよう日程、工程等を市と協議し、市の指示に従ってください。
- (3) 広告の掲載または撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損または破損したときは、当該掲載者が経費を負担して原状回復するものとします。

8. 広告物の修復

- (1) 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告物を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等市の責に帰すべき理由により広告物が毀損または破損したときは、市が経費を負担して修復を行います(修理期間中および定期点検期間中の掲載料については、返還の対象となりません)。
- (2) 経年に起因する広告物の色あせおよび剥がれなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。

9. 応募に当たって、次の要綱、要領および基準等を遵守してください

五所川原市公用車広告掲載取扱要綱/五所川原市公用車広告掲載募集要領/五所川原市公用車広告掲載実施要領/五所川原市公用車広告掲載基準(市ホームページで確認できます)

市営住宅入居者募集(7月公募)

募集期間…7月10日(金)~20日(月)(土・日を除く)

入居予定日…必要書類等が整い次第入居可能

入居者選考…入居者資格を審査の上、申請多数の場合は公開抽選(抽選日は申請者に個別に連絡)。

申請・入居にあたって…原則として持ち家のある方は申請不可/家賃は収入に応じて決定/敷金は家賃3カ月分/連帯保証人が必要/共益費・駐車場料金は別途発生/駐車場は原則1住戸1台

一般公募(募集期間内に応募がない場合、常時公募とします)

▷さくら団地(H21年度建設)(金木地区)

- ・木造平屋建1LDK(1戸)
- ・家賃16,100円~31,600円程度
- ・共益費あり、駐車場あり
- ・浴室、浴槽、給湯器あり

*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限有り)

常時公募(随時募集、先着順)

▷広田団地(五所川原地区)

・鉄筋コンクリート造3・4階建3LDK(5戸)

*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限有り)

▷富士見団地(五所川原地区)

・鉄筋コンクリート造3・4階建3LDK(6戸)

*2名以上で申請可

▷さくら団地(金木地区)

・木造2階建3LDK(2戸) *3名以上で申請可

▷岩井団地(市浦地区)

・木造平屋建3LDK(3戸) *2名以上で申請可

*富士見団地・岩井団地の3LDKは2名以上で申請可となりました。

*新宮団地建替事業に伴う当該入居者移転住宅確保のため、五所川原地区の募集戸数を制限します。

*入居資格、提出書類等詳細はお問い合わせ、もしくはホームページをご覧ください。

問い合わせ・申込先…建築住宅課 内線2662

金木総合支所産業建設係 内線3101

市浦総合支所産業建設係 内線4041

アライグマの捕獲箱を貸し出します

当市でも外来生物であるアライグマによる農作物の被害が発生しています。アライグマは特定外来生物のため、法律により許可なく飼うことも生きのまま移動させることも禁止されています。

市では、アライグマによる被害を防止するため、被害を受けている方に、次の貸出条件をご了承いただいた上で、捕獲箱を貸し出しています。

1. 貸出期間は原則2週間です。
2. 市役所において、適切な捕獲と安全に関する知識および技術についての説明を受けてください。
3. 捕獲箱の設置は本人所有の敷地内で、第三者が自由に立ち入ることのできない場所にしてください。
4. エサは各自で用意してください。
5. 自己の責任で、捕獲箱の管理、エサの入れ替えを行ってください。
6. アライグマを捕獲した場合は農林水産課に連絡してください(市役所閉庁日、火曜午後、水曜は除く)。
7. アライグマ以外の動物を捕獲した場合は速やかに放獣してください。
8. 子どもが手を触れたりして、ケガをすることがない

いように配慮してください。

9. 捕獲箱にエサの入れ替え等の作業をする場合は、必ずゴム手袋や軍手をしてください。また作業終了後は手洗いを十分に行ってください。

10. 次の方が気持ちよく使用できるように捕獲箱は洗って返却してください。

11. 貸出台数に限りがありますので、お待ちいただく場合があります。



捕獲されたアライグマ(左写真)

問い合わせ先…農林水産課 内線2522